

六年以上	ク	八〇日分以上一〇〇日分以内
七年以上	ク	一〇〇日分以上一二〇日分以内
八年以上	ク	一二〇日分以上一四〇日分以内
九年以上	ク	一四〇日分以上一六〇日分以内
十年以上	ク	一六〇日分以上一八〇日分以内
十一年以上	ク	一八〇日分以上二〇〇日分以内
十二年以上	ク	二〇〇日分以上二二〇日分以内
十三年以上	ク	二二〇日分以上二四〇日分以内
十四年以上	ク	二四〇日分以上二六〇日分以内
十五年以上	ク	二六〇日分以上二八〇日分以内
十六年以上	ク	二八〇日分以上三〇〇日分以内
十七年以上	ク	三〇〇日分以上三二〇日分以内

十八年以上	ク	三三〇日分以上三四〇日分以内
十九年以上	ク	三四〇日分以上三六〇日分以内
廿年以上	ク	三六〇日分以上三八〇日分以内
廿一年以上	ク	三六〇日分以上三九〇日分以内

廿一年以上ハ滿一ケ年ヲ増ス毎ニ定額日給三十日分宛ヲ増ス
 本條ニヨル退職慰勞金ヲ支給スル場合ニハ解雇ノ豫告ヲナサザルコトアルモ之
 ニ對スル賃金支拂ノ義務ヲ負ハズ

第七十四條 第六拾二條ニヨリ扶助料ヲ支給セラレタル者ニ對シテハ第七十三條支給
 額ハ之ヲ減額スルコトアルベシ

第七十五條 職工辭職セントスルトキハ事由ヲ具シ當該係事務所ヲ經テ願出ヅベシ
 無届缺勤五日ニ及ブ者ハ就業ノ意思ナキモノト認メ除籍ス但シ本社ノ都合ニヨリ勤
 續セシムルコトアルベシ

第七十六條 本社ノ業務上己ム事ヲ得ザル場合ハ諭旨解雇スルコトアルベシ
 定期職工ノ期間滿了ニ因リ其雇傭契約ノ消滅スル場合ハ第七十三條ニヨル退職慰勞